

振動規制法の規制基準

(1) 特定工場等の規制基準

都市計画法に基づく 用途区域の区分	規制区域 区 分	規 制 基 準	
		昼間	夜間
		6 : 00 ~ 22 : 00	22 : 00 ~ 6 : 00
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種	60	55
第 2 種低層住居専用地域			
第 1 種中高層住居専用地域			
第 2 種中高層住居専用地域			
第 1 種 住 居 地 域			
第 2 種 住 居 地 域			
準 住 居 地 域	第 2 種	65	60
近 隣 商 業 地 域			
商 業 地 域			
準 工 業 地 域			
工 業 地 域			

備考

(1) 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行う。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

(2) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

ニ 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	3dB	4dB	5dB	6dB	7dB	8dB	9dB
補 正 値	3dB	2dB		1dB			

(3) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

[昭和51年6月10日 振動規制法法律64号、改正平成16年6月9日法律94号]

特定建設作業の種類		種類に対応する規制基準				
		振動の大きさ (dB)	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜、その他の休日の作業禁止
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く	75	第1号区域	第1号区域	連続6日以内	日曜日及びその他の休日
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く					
くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く		午後7時から翌日の午前7時まで	10時間		
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて					
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業		第2号区域	第2号区域		
ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間			
<p>備考1 第1号区域とは、振動に係る規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域から第4種区域に属する区域であつて、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域をいう。第2号区域とは、規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。</p> <p>2 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。</p>						

測定方法は、「特定工場等の規制基準」備考欄に同じ。